

男鹿市再生可能エネルギーゾーニング業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

本プロポーザルは、男鹿市再生可能エネルギーゾーニング業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。

2 プロポーザルの概要

(1) 業務名

男鹿市再生可能エネルギーゾーニング業務

(2) 業務目的

本業務は、ゼロカーボンシティおが実現のための男鹿市地球温暖化対策実行計画に掲げる地域環境と調和した再エネ導入促進に際し、ゾーニングによる区域設定を行うことで無秩序な開発による保全すべきエリアへの設備乱立を防ぎ、適切な立地への再エネ導入を促進することを目的とする。

(3) 業務内容

男鹿市再生可能エネルギーゾーニング業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

(5) 担当課

〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課エネルギー・商工港湾班

電話：0185-24-9143 FAX：0185-24-9159

E-mail アドレス：syoukou@city.oga.akita.jp

(6) 提案上限額

令和8年度：11,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度：11,000,000 円（予定）（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 特記事項

本業務は、一般社団法人地域循環共生社会連携協会による「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）」のうち、「第2号事業」の活用を前提にしているため、参加に際しては当該事業の公募要領を熟読し、補助金の目的に合った提案を行うこと。

また、本プロポーザルの対象は令和8年度及び令和9年度の2か年とするが、契約は単年ごとに行うものとし、令和9年度の事業は当市の予算確保の状況及び環境省補助金公募状況により事業規模等が変更となる可能性があるものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次の要件をすべて満た

していること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てが行われていないこと。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産開始の申立てが行われていないこと。
- (4) 本市、国及び他の地方自治体の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 男鹿市暴力団排除条例（平成 23 年男鹿市条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 本プロポーザルにおいて、他の参加表明者の構成員となっていないこと。

4 スケジュール

令和 8 年 7 月 29 日(水)	公募開始
同年 8 月 4 日(火)	質問書提出期限
同年 8 月 7 日(金)	質問に対する回答
同年 8 月 18 日(火)	参加表明書、企画提案書等提出期限
同年 8 月 25 日(火) (予定)	ヒアリング・審査
同年 8 月下旬 (予定)	選定結果公表・契約締結

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障をきたす質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期限
令和 8 年 8 月 4 日(火) 17 時（必着）
- (2) 様 式
質問書（様式第 7 号）
- (3) 提出方法
本要領の「2 プロポーザルの概要 (5)」に記載する担当課へ電子メールで提出し、その旨を担当に電話で連絡すること。
- (4) 回 答
令和 8 年 8 月 7 日(金)までに、本市公式ホームページに掲載する。

6 参加表明書類及び企画提案書等の提出等

- (1) 提出期限

令和8年8月18日(火) 17時(必着)

(2) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

- ① 参加表明書(様式第1号)
- ② 会社概要(様式第2号)
- ③ 類似業務の実施実績(様式第3号)
- ④ 企画提案書(様式第6号)
- ⑤ 企画・提案の内容(任意様式)
- ⑥ 見積書(任意様式)

(3) 提出方法

「2 プロポーザルの概要 (5)」に記載する担当課へ、①～④は1部、⑤及び⑥は9部を持参又は郵送すること。

また、①～⑥のPDFファイルを電子メールで送信すること。

7 参加表明及び企画提案に関する留意事項

(1) 実施要領の承諾

参加表明書類の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

参加表明書類の提出及び提案に関する費用は、参加表明者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

提案に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(4) 企画提案書

A4用紙(両面印刷)とし、ページ番号を付与すること。内容は「11 評価項目及び審査基準」の視点に沿って記載すること。

(5) 見積書

- ① 見積金額は提案内容評価の参考として利用するものであり、契約金額とならないものとする。
- ② 見積金額の内訳は、できるだけ詳細かつ具体的に記載すること。
- ③ 提出された見積金額が上限金額を超えている場合は、失格とする。

(6) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする場合がある。

- ① 本要領に定める手続き以外の手法により、関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ 参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- ⑥ プレゼンテーション時に担当者が欠席した場合。
- ⑦ 評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(7) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、参加資格決定通知書の内容及び採用、不採用にかかわらず返却しない。

(8) 提供資料の取り扱い

市から得た資料・情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(9) 著作権・特許権等

企画提案書等の内容に含まれる著作権、商標権その他日本国の法令に基づいて第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

(10) 情報公開

提出された書類は、男鹿市情報公開条例(平成 17 年男鹿市条例第 9 号)に基づき、情報公開の対象となる。

(11) 提出後の追加及び変更

提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

(12) その他

- ① 本要領に定めるもののほか、提案に当たって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。また、企画提案書類に記載された内容は、特に明記が無い場合は、受注後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- ② 本プロポーザルへの参加表明者が多数の場合は、企画提案書類をもって、一次審査を行う場合がある。

8 参加資格決定通知書

- (1) 市は、参加表明書類を提出した者に対し、その内容を審査し、参加資格決定通知書(様式第 4 号)又は参加資格不決定通知書(様式第 5 号)を電子メールにより通知する。
- (2) 参加資格が無いと認められた者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して 5 日以内(祝日等を除く。)に、書面により説明を求めることができる。本市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答する。なお、期限後の質問は受け付けない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合は失格とする。

9 参加表明後の辞退

参加表明書類提出後に参加を取りやめる場合は、参加辞退届(様式第 8 号)を郵送又は電子メールにて提出すること。なお、提出済みの書類は返却しない。

10 企画提案の審査

(1) ヒアリング

① 実施日

令和8年8月25日(火) (予定)

※ 日時等の詳細については、提案者に対し別途電子メールにより通知するものとする。

② ヒアリング内容

事前に提出された企画提案書等について、本市が設置する審査委員会の委員が提案者から説明(15分程度)を受けた上で、説明に対する質疑応答(10分程度)を行う。なお、追加資料等の配布(企画提案書等の差替を含む。)や掲示は認めない。

③ 注意事項

- ・ 提案書の説明員は2名以内とする。
- ・ プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は本市所有の機材を使用するものとする。パソコンは提案者が持参するものとする。
- ・ 各提案者は、他の提案者の提案を傍聴することはできない。

(2) 契約候補者の選定

企画提案に対するヒアリングを踏まえて審査委員会による審査を行い、「11 評価項目及び審査基準」の配点により採点し、評価点数の合計が最高点の者を契約候補者として選定する。なお、最高点の者が2者以上いた場合は、再評価を行う。

(3) 選定結果の通知

選定結果及び評価ポイントごとの評価点数(契約候補者以外は社名を除く。)を電子メールにより通知するとともに、男鹿市公式ホームページに掲載する。

11 評価項目及び審査基準

審査項目	評価ポイント	配点
業務理解 地域理解	・男鹿市の地域性や本事業の趣旨を正しく理解し、業務全体の基本的な考え方が明確に示され、その内容が適切であるか。	10
業務内容	・自然的、経済的、社会的条件に関する情報について、的確に収集・活用する手法が提案されているか。 ・既存情報で収集できない情報、現地調査、地域や関係者へのヒアリング調査等、追加的な調査に関する手法が提案されているか。 ・環境省マニュアル等を遵守するとともに収集した情報を適切に処理し、ゾーニングマップを作成するための具体的な手法が提案されているか。 ・市が実施する会議及びパブリックコメントへの支援内容が効果的で実効性のあるものとなっているか。	40
実施体制	・人員配置等、企画提案した業務を円滑かつ効率的に遂行するための体制が整っているか。 ・本業務を期限までに確実に、また、円滑に遂行できるようなスケジュールが示されているか。	20
業務遂行力	・企画提案した内容を確実に実施する知識や能力が認められるか。 ・本業務に生かせる類似の業務実績があるか。 ・積極的かつ効果的に業務の工夫・改善に取り組むことが可能か。	20
リスク管理	・苦情やトラブルが生じた場合の対応、解決策、連絡体制について適切であると認められるか。提案内容によって想定される経費が適切に算定されているか。	10
合 計		100

12 契約締結

(1) 契約交渉

第1位の候補者との協議が不調となったと男鹿市が判断した場合は、第1位の候補者との交渉を終了し、第2位の候補者を繰り上げ、協議を行う。

(2) 契約の締結

第1位の候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約締結する。なお、第2位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。また、受託

業務内容は提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。

(3) 費用の支払い

仕様書に記載のすべての業務が完了したことを確認後に支払い事務を行う。